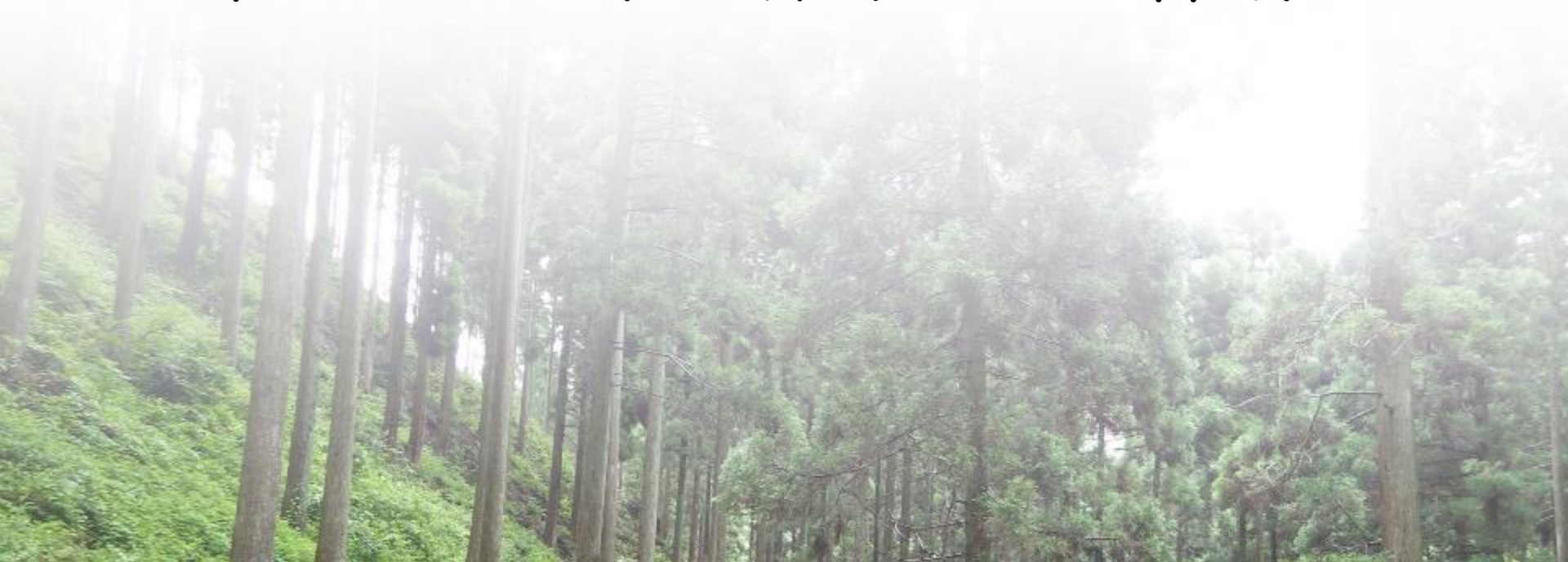


令和 6 年度

第 1 回山武市 森林づくり審議会



1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 委員・事務局の紹介

4. 議題

(1) 森林づくりマスタープランの進捗状況について

(2) 森林環境譲与税の活用について

5. その他

6. 閉会

4. 議題

(1) 森林づくりマスタープランの進捗状況
について

森林づくりマスタープランの進捗状況について

1. 目標値に向けた進捗状況（マスタープラン策定後の初年度である令和5年度の実績は次のとおりです。目標値は第3次総合計画の目標値とリンクしています。）

SFGs	成果指標	進捗状況	指標単位	実績	目標値
				R5	(R8)
全て	森林整備年間実施面積 (※1)	森林整備面積として、令和5年度からの4年間で152.25haの森林整備を行うことを目標としています。目標を達成するためには、年間38haの森林整備を実施する必要がありますが、令和5年度の実績は12.98haでした。この要因としては、市内で森林整備を実施できる事業者が限られていることや、森林整備に係る県補助金の補助要件が厳しくなってきたこと等が要因と考えられます。	ha(年間)	12.98	38
			ha(累計)	12.98	152.25
全て	森林整備事業年間実施箇所数	令和5年度の実績は目標値である30箇所を上回っており、令和8年度においても目標値を達成することが見込まれます。	箇所(年間)	39	30
全て	市補助制度を活用し、搬出された木材量(※2)	令和5年度は4,184m ³ の木材搬出を行いました。令和8年度における目標値は9,772m ³ となっており、森林環境譲与税を活用する等して、さらに森林整備を進めていく必要があります。	m ³ (年間)	4,184	9,772

2. 令和5年度の実績状況

SFGs	事務事業名	取組内容	成果指標名	R5	備考
木材資源	木質バイオマス燃料利活用補助事業	木質バイオマス資源のエネルギー利用促進のため、バイオマス燃料、ペレットストーブ及び薪ストーブの購入者に対し購入設置費用の2分の1を補助する事業を実施しました。前年度は4件の申請がありましたが、令和5年度は申請がありませんでした。	補助件数	0	
教育	木育推進事業	森林環境譲与税を活用し、木育を推進するための各種の取組を行いました。 ・1歳6か月検診時にサンプスギ製積み木を配布しました。令和5年度の配布数は160セットでした。 ・木育インストラクターの資格取得のため、市職員10名(農政課1名、こども園9名)が講座を受講しました。 ・市内の小中学校(日向小、睦岡小、山武北小、成東中及び山武中)の児童生徒を対象に森林環境教育を実施しました。参加者数は小学生が322名、中学生が140名でした。	アンケートによる木育認識度(%)	57	
			木育事業参加者数(件)	612	
木材資源	市内産木材利活用促進事業	市内産木材を使用して建築物の新築又は増築した方に対し使用量1m ³ 当たり1万円(上限50万円)の補助金を交付し、財源として全額森林環境譲与税を活用しました。(2件、66万円)	認定棟数(棟)	3	
文化			木材の使用量(m ³)	27	
災害抑制	県単森林整備事業	千葉県単独森林整備事業補助金(市上乗せあり)を活用し、造林・保育・間伐材搬出等の森林整備を行う森林所有者等に対して事業費の一部を補助しました。(5件、316万円)	整備面積(ha)	2.21	
木材資源			搬出量(m ³)	580	
災害抑制	サンプスギ林総合対策事業	千葉県のサンプスギ林総合対策事業補助金(市上乗せあり)を活用し、スギ非赤枯性腐朽病の被害を受けた森林の整備を行う事業者等に対し事業費の一部を補助しました。(6件、2,846万円)	整備面積(ha)	3.58	
木材資源			搬出量(m ³)	1,920	
災害抑制	森林環境整備推進事業	森林環境譲与税を活用し市の実情に即した森林整備を推進しました。 ・自伐型林業推進モデル事業補助金として、自伐型林業者が安全かつ効率的な森林整備を行えるよう、チェーンソー等の機械器具やグラブ等の高性能林業機械を購入する費用の一部を補助しました。(4件、119万円) ・市単森林整備事業補助金として、国や県の補助金の対象とならない0.1ha未満の小規模な森林整備や4月～6月の期間に行う森林整備を対象として、林業経営者に対し事業費の一部を補助しました。(5件、171万円)	整備面積(ha)	2.28	
木材資源			搬出量(m ³)	273	
災害抑制	災害に強い森づくり事業	千葉県の災害に強い森づくり事業補助金(市上乗せあり)を活用し、風倒木や土砂流出等による重要インフラ施設への被害を未然に防止するために行う森林整備事業を実施する事業者等に対し、事業費の一部を補助しました。(1件、161万円)	整備面積(ha)	0.13	
水源			搬出量(m ³)	110	
文化	自治体連携森林整備事業	令和4年3月に締結された浦安市と山武市の連携協定に基づき、森林保全、地球温暖化対策と両市の相互交流促進を目的として各種の取組を行いました。このうち、自治体連携に係る森林整備補助金は、浦安市からの森林環境譲与税を活用して、3事業体に対し1件につき100万円を上限として補助金を交付し、森林整備を実施しました。	整備面積(ha)	4.78	
木材資源			搬出量(m ³)	170	
木材資源	木材流通システム助成事業	林内から搬出された木材を集積する流通システム事業を行うNPO法人に対し、事業費の一部を補助しました。(1法人、226万円)	搬出量(m ³)	1,131	

※1 森林整備年間実施面積の実績値は、県単森林整備事業、サンプスギ林総合対策事業、森林環境整備推進事業、災害に強い森づくり事業及び自治体連携森林整備事業における整備面積の合計値です。

※2 搬出された木材量の実績値は、県単森林整備事業、サンプスギ林総合対策事業、森林環境整備推進事業、災害に強い森づくり事業、自治体連携森林整備事業及び木材流通システム助成事業における搬出量の合計値です。

・ 市内小中学生を対象とした森林環境教育（木育推進事業）

小学3年生による植樹

中学1年生による林業体験



・ 浦安市と連携したイベント等の実施（自治体連携森林整備事業）

浦安市民まつりに出展

浦安市との合同植樹会



4. 議題

(2) 森林環境譲与税の活用について



森林環境譲与税の活用状況

歳入						
No.	項目	内容	R5決算(千円)		R6予算(千円)	
1	森林環境譲与税		15,686		20,587	
歳出						
No.	事業名等	内容	R5決算(千円)	実績内容	R6予算額	10月までの進捗・実績
1	市内産木材利用促進事業	市内産木材を建築用材として活用をした方への補助事業 R5から新築の住宅以外にも拡大し、補助金の上限を50万円	665	リフォーム2件	1,500	1件(新築)
2	環境教育プログラム	小中学生の総合学習として木育を取り入れ、学年別の体験型学習を日向の森で実施	2,408	山武地区の小中学校(小3~中1)を対象	2,631	小3:森林散策、メダル作り 小5:薪割体験、枝拾い 中1:水の学習、力学綱引き
3	木育インストラクター養成講座	木育インストラクター養成講座への参加負担金、旅費	153	10名参加	141	9名参加
4	こども園遊具購入【新規】	こども園に設置する木のトンネルを購入	-		413	各1台(5園)
5	森林整備講習会	林業を目指す人、興味のある人を対象とした現場での林業講習の開催	200	ロープを使用した伐倒講習 13名参加	330	12月実施予定 「危険木を生まない剪定や伐採」
6	地域林政アドバイザー業務委託	林政アドバイザーへの業務委託	5,070	市内のゾーニング 日向の森の運用検討 森林相談会の実施	4,496	森林相談会(1~2月予定) 伐採の際の看板設置検討 市単独の森林整備事業の見直し
7	道路維持補修工事	森林整備に伴い発生する搬出道の砂利敷ならし	198	1件	330	
8	サンブスギ看板設置工事	森林整備を実施した施業地などに看板設置	315	3箇所	500	1箇所
9	自伐型林業推進ツール支援事業	自伐型林家への機械等購入補助	1,194	4件 チェーンソー、チャップス等	1,600	7件 チェーンソー、チャップス等
10	市単森林整備事業	県の補助制度が活用できない時期や要件が満たない小規模な森林整備などに対する支援 R6から通年に拡大	1,716	5件(事業体、個人) 植栽、下刈り、運搬等	4,573	6件(事業体、個人) 【新規】下刈りの省力化(切り株除去など)を追加
11	森林環境整備推進事業(その他)	森林クラウドシステム使用料 森林経営管理協議会負担金	791	マスタープラン印刷	1,110	【新規】 林業アプリケーション使用料、サンブスギ製コースター、鉛筆購入
		合計(森林環境譲与税充当額)	12,710		17,624	
森林環境譲与税基金残高(R6.3.31時点)				25,258,766円		

I. 境界杭の支給

複数の森林所有者の森林を一体的に整備することなどを促進するため、整備の際に森林境界を明確にする作業で活用してもらうため、森林所有者等に無償で境界杭を支給することを検討しています。

つきましては、境界杭の支給を行っている他の自治体の事例を参考に以下のとおり支給要件の案を作成しました。

対象となる土地

- ・地籍調査が行われていない山武市内の土地（森林）であること。

対象者

- ・市内の森林所有者

杭の種類等

- ・種類：プラスチック杭
- ・数量：必要数量（上限：申請1件につき〇〇本まで）

支給手続等

- ・杭の支給を受けようとする者は、支給申請書を提出すること。
- ・杭を設置する際は、土地所有者双方が立会い、境界杭を設置すること。この時、境界杭に油性マジック等で番号を記入すること。※一方の所有者だけで設置した境界杭は無効。
- ・境界杭の設置が完了したら、設置完了報告書と境界杭を設置した平面図等を提出すること。

留意事項

- ・市は境界杭を支給するのみで、境界の確認・証明はしません。
- ・提出された平面図等は、地籍調査を実施する際の基礎資料として活用する場合があります。

Ⅱ. 伐採箇所への看板・旗の設置

山武市の森林は、電線や住宅との距離が近く、森林以外の用途（開発目的）での伐採が多いのが特徴です。市民も「伐採＝開発」と思われる方が多く、後に何ができるのかと関心を持つことが多くなっています。

そこで、違法伐採の把握と伐採に関する説明の看板や旗の設置を検討していきます。

○対象となる土地

伐採届を提出する伐採現場（小規模林地開発、林地開発は除く）

○対象者

市内で伐採作業を実施する者（森林所有者、林業事業者または開発事業者）

○看板・旗の内容

看板：伐採の目的、伐採の内容（皆伐・間伐）、伐採の期間、事業者名
旗：内容や設置方法は今後検討

○看板・旗の設置

看板や旗は市で用意し、伐採届の提出の際に貸与し、状況報告書の提出の際に返却

留意事項

・要綱やガイドライン等を制定して、努力義務として協力いただくようにしていきます。

II. 伐採時の旗設置

岐阜県での伐採旗設置制度の例

平成31年4月1日以降に皆伐（普通林は1ha以上）を行う場合は、伐採現場に伐採旗を設置します。県では、「第3期岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、将来にわたり森林資源を循環利用していくため、「木材生産林」の伐採と、再造林を推進しています。一方で、森林の適切な管理という観点ではルールを確実に守っていただく必要があります。そこで、合法的伐採を行う森林の目印として伐採旗を設置することにより、合法伐採箇所を判別を容易にし、違法伐採の防止を図るとともに環境に配慮した皆伐を進めるための伐採旗を伐採現場に設置します。

項目	内容				
	下記の伐採を行う現場に伐採者が伐採旗を設置します。				
	種類	旗の設置対象	設置する旗	旗の交付者	設置期間
	普通林	1ha以上の皆伐	伐採届出旗	市町村	伐採開始日から造林完了まで
	保安林	全ての皆伐	伐採許可旗	県	伐採開始日から伐採終了まで
	(伐採旗のデザイン)				
内容	伐採届出旗		伐採許可旗		
					

II. 伐採時の旗設置

岐阜県での伐採旗設置制度の例

申請方法等	<p>1.伐採旗の交付</p> <p>(1) 普通林：森林法第10条の8第1項の届出に係る伐採 伐採者は「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村に提出し、伐採届出旗の交付を受けてください。</p> <p>(2) 普通林：森林法第15条の届出に係る伐採（森林経営計画に定める伐採） 伐採者は伐採開始前に「伐採届出旗交付申請書」を市町村に提出し、伐採届出旗の交付を受けてください。</p> <p>(3) 保安林：森林法第34条第1項の許可に係る伐採 伐採者は森林法で定められた申請受付期間かつ伐採開始日の30日前までに「保安林内立木伐採許可申請書」を県（農林事務所）に提出し、「保安林内立木伐採許可通知書」とともに伐採許可旗の交付を受けてください。</p> <p>2.伐採旗の設置 伐採現場の周囲からよく見える場所に、樹の幹や枝、支柱などを使って設置し、紛失等しないようにしっかり固定してください。</p> <p>3.伐採旗の返却</p> <p>(1) 普通林 人工造林又は天然更新終了後に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」又は「森林経営計画に係る伐採等の届出書」とあわせて伐採届出旗を市町村に返却してください。</p> <p>(2) 保安林 伐採終了後に「保安林内立木伐採届出書」とあわせて伐採許可旗を県（農林事務所）に返却してください。</p> <p>4.伐採旗の再交付</p> <p>(1) 伐採届出旗 紛失（破損）により再交付が必要な場合は、「伐採届出旗再交付申請書」を市町村に提出し、伐採届出旗の再交付を受けてください。</p> <p>(2) 伐採許可旗 紛失（破損）により再交付が必要な場合は、「伐採許可旗再交付申請書」を県（許可を受けた農林事務所）に提出し、伐採届出旗の再交付を受けてください。</p> <p>5.その他（お願い） 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なる場合は、伐採届出旗の管理、返却について、確実に引き継ぎを行ってください。</p>
-------	---

II. 伐採時の旗設置

和歌山県での伐採許可旗の例

掲示の対象となる森林

伐採する森林や、伐採の面積規模によって掲示する伐採許可旗の種類が異なります。



伐採許可証

(保安林の許可を受け伐採する場合)



伐採適合証

(事前届出により伐採する場合)



計画認定証

(森林経営計画に基づき伐採する場合)

- 伐採許可証(青色の旗)
保安林の伐採許可を受けて皆伐・択伐を行う場合に掲示。伐採面積の規模に関係なく掲示が必要です。
- 伐採適合証(赤色の旗)
事前に伐採届を行い適合通知を受けて皆伐を行う場合に掲示。伐採面積が1ヘクタールを超える場合に掲示が必要です。
- 計画認定証(緑色の旗)
森林経営計画等に基づき皆伐を行う場合に掲示。伐採面積が1ヘクタールを超える場合に掲示が必要です。

Ⅲ. 都市近郊の森林づくり事業

山武市内の森林整備の主な支援事業としては、「災害に強い森づくり事業」と「サンブスギ林総合対策事業」があります。

災害に強い森づくり事業は、令和元年房総半島台風以降に創設され、電線等に近い風倒被害のあった森林を皆伐、再造林する事業です。補助要件として風倒被害が35%以上の森林でなければならず、最近では要件を満たす森林がほとんどない状況です。

サンブスギ林総合対策事業は、溝腐病の対策として、被害のある森林を皆伐、再造林する事業です。予算の関係もあり、大幅に増やすことは出来ません。また、スギ以外の樹種は対象外となってしまうことがあります。

市の森林環境譲与税を活用して、市単独の補助事業を検討していきます。

○対象となる森林

道路や建物から25m程度までの森林（森林法第2条に規定された森林）
樹冠長率が20%未満（これ以上育たない劣勢木、倒木の恐れがあること）

○事業内容

劣勢木の森林を皆伐、再造林。劣勢木の運搬。

○検討課題

施業範囲の決定方法（1地番の面積が大きい場合や隣接する地番）
伐採後の再造林の樹種（中低木限定とするか）
伐採後、のり面での土砂流出対策
草の繁茂



FOR A SUSTAINABLE SOCIETY